

## 次期広島市障害者計画の個別施策(柱1～3)

### 個別施策検討資料

(注)本文【主な事業・取組】の記載について

⑧…前計画に掲載されている事業・取組

⑨…前計画に掲載されている事業・取組で、前計画期間中に拡充したもの、  
または本計画で拡充を予定している事業・取組

⑩…前計画に掲載されていない事業・取組で、本計画に新たに掲載する事業・取組

施策の柱	1	虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	施策項目	(1)	虐待の防止と差別の解消の推進
施策展開	① 障害者の虐待防止に向けた取組の推進			② 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進	

◎ 現行計画に基づく主な取組

- ・ 市民、障害者支援施設や事業者等に対し、障害者虐待防止・権利擁護についての啓発を実施
- ・ 障害者虐待通報ダイヤルで24時間・365日通報等を受付
- ・ 虐待対応において、障害者の生命や身体に関わる危険性が高く、緊急で対応しなければ重大な結果を招くことが予測される場合や、他の方法では虐待の解消が期待できない場合等に、障害者虐待緊急一時保護を実施

【虐待通報内容別件数（通報受付時ベース）】

通報内容	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
養護者による虐待		52件	59件	85件	85件	91件	372件
施設従事者等による虐待		30件	29件	29件	58件	93件	239件
使用者による虐待		1件	5件	16件	7件	3件	32件
計		83件	93件	130件	150件	187件	643件

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- ・ アンケート回答者全体2,708人中「5～6年の間に、障害や病気を理由に差別を受けたり、嫌な思いをしたりしたことがある」と回答したのは、687人となっています。その中で、虐待の可能性のある項目を選択している割合は、以下のとおりです。

(複数回答)

回答項目	回答者	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
無視された		23.0%	20.5%	28.2%	17.3%	26.2%	19.0%	17.4%	17.4%
いやなことを言われた		64.0%	52.3%	66.7%	69.8%	61.7%	57.1%	78.3%	65.2%
暴力をふるわれた		7.4%	1.1%	9.6%	6.8%	9.3%	4.8%	0.0%	13.0%
自由に外出させてもらえなかった		5.8%	2.3%	3.2%	4.3%	9.8%	9.5%	8.7%	4.3%
話しかけたり意見を言ったりしても、相手にされなかった		23.1%	15.9%	26.3%	14.8%	27.1%	28.6%	30.4%	39.1%
自分のお金や持ち物を無断で使われた、処分された		3.3%	0.0%	1.9%	1.2%	6.5%	4.8%	8.7%	4.3%
周りの人や施設の人から性的な嫌がらせを受けた		1.3%	0.0%	1.9%	0.0%	2.3%	0.0%	4.3%	0.0%

● 考察

- ・ 虐待通報は年々増加しています。今後も通報が増えていく可能性があることから、それに応じた相談体制の充実を図る必要があります。
- ・ 「障害や病気を理由に差別を受けたり、嫌な思いをしたりしたことがある」人が受けた具体的な行為には、虐待の可能性のあるものがあります。確実に通報に繋がるよう、引き続き、障害当事者を含めた虐待防止の啓発が必要です。



## 主要課題

### (次期)

- ◆ 平成24(2012)年に施行された障害者虐待防止法に基づき、虐待の早期発見・防止のための取組の推進が求められています。
- ◆ 虐待通報の増加に対応する体制整備が必要です。
- ◆ 市民、施設従事者及び民間事業者等が、障害者虐待防止や権利擁護について、一層理解を深めることが求められています。

### (現行)

- ◆ 平成24(2012)年に施行された障害者虐待防止法に基づき、虐待の早期発見・防止のための取組の推進が求められています。
- ◆ 市民や施設従事者、民間事業者等が、障害者虐待防止や権利擁護について、一層理解を深めることが求められています。



## 施策の方向性

### (次期)

- ◆ 障害者の虐待防止・権利擁護についての啓発に粘り強く取り組みます。
- ◆ 虐待に係る相談体制や、緊急一時保護の充実を図ります。
- ◆ 児童虐待防止、高齢者虐待防止、配偶者からの暴力等の防止などの取組との連携を図ります。
- ◆ 相談支援事業者と連携した相談体制の強化や、専門的な関係機関との連携により、障害者の権利擁護の充実に努めます。

### (現行)

- ◆ 障害者の虐待防止・権利擁護についての啓発に粘り強く取り組みます。
- ◆ 虐待に係る相談体制の充実や、緊急事案の際に障害者を一時保護するための仕組みを検討します。
- ◆ 児童虐待防止、高齢者虐待防止、配偶者からの暴力等の防止などの取組との連携を図ります。
- ◆ 相談支援事業者と連携した相談体制の強化や、専門的な関係機関との連携により、障害者の権利擁護の充実に努めます。

## 主な事業・取組

- ⑧ 障害者虐待防止事業
  - ・ 障害者虐待防止センターを中心に関係部局や相談事業者等と連携した取組を実施
  - ・ 障害者虐待通報ダイヤルで24時間・365日通報等を受付
  - ・ 生命や身体に関わる危険性が高く、緊急対応が必要な場合等に緊急一時保護を実施
- ⑨ 福祉サービス事業所等の体制整備等
  - ・ 福祉サービス事業所等に対し、障害者の権利擁護や虐待防止等のため、責任者の設置や従業員等に対する研修を実施するよう指導

施策の柱	1	虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	施策項目	(1)	虐待の防止と差別の解消の推進
施策展開	① 障害者の虐待防止に向けた取組の推進			② 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進	

◎ 障害者を取り巻く状況等

- 令和2年10月 「広島市障害理由とする差別の解消の推進に関する条例※1」 施行
- 令和6年 4月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律※2」 施行予定
  - ※1…以下「広島市障害者差別解消推進条例」と記載
  - ※2…以下「障害者差別解消法一部改正法」と記載

◎ 現行計画に基づく主な取組

- 障害者差別解消法の施行に伴い設置した相談窓口において、障害者、その家族やその他の関係者からの相談を受付
- 広島市職員対応要領の策定、市職員を対象とする研修会等の実施、市民や事業者を対象とするシンポジウムの開催、市政出前講座（市職員が地域に出向き、市の施策等を説明）の実施、パンフレットやホームページ等を通じた周知・啓発の実施
- 「広島市障害者差別解消支援地域協議会」において、障害者差別解消を効果的に進めるための情報共有等を実施
- 「広島市障害者差別解消調整審議会」の設置による紛争解決のための体制整備等を行うことを盛り込んだ広島市障害者差別解消推進条例を施行

単位	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
差別相談件数		41件	42件	36件	34件	47件
市職員を対象とする研修会等		9回	10回	5回	4回	5回
市民や事業者を対象とする研修会等		3回	2回	1回	4回	7回

【参考】障害者差別に関する主な相談内容(令和4年度)

- 車いすのまま乗車できる介護タクシーの配車を依頼したところ、「ヘルパーを連れていないと乗車できない。」と拒否された。
- 不動産会社に、「家主の判断で入居を断られる可能性が高い。」と言われた。
- コンサート予約時に、「盲導犬は受付で預かる。」と言われた。
- 電動車いすを使用していることを理由に、ホテルから宿泊を断られた。

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- 「障害者差別解消法について知っているか」という問いに対し、61.3%が「知らない」と回答しています。

回答項目	回答者	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
法律の内容も含めて知っている		4.4%	2.9%	6.4%	3.9%	3.8%	5.5%	5.4%	14.6%
詳しい内容は知らないが、知っている		23.9%	22.0%	30.9%	33.9%	13.4%	31.8%	30.4%	50.0%
知らない		<b>61.3%</b>	59.7%	52.9%	59.4%	70.9%	55.5%	60.7%	35.4%

- 「5～6年の間に、障害や病気を理由に差別を受けたり、嫌な思いをしたことがあるか」という問いに対し、25.4%が「ある」と回答しています。

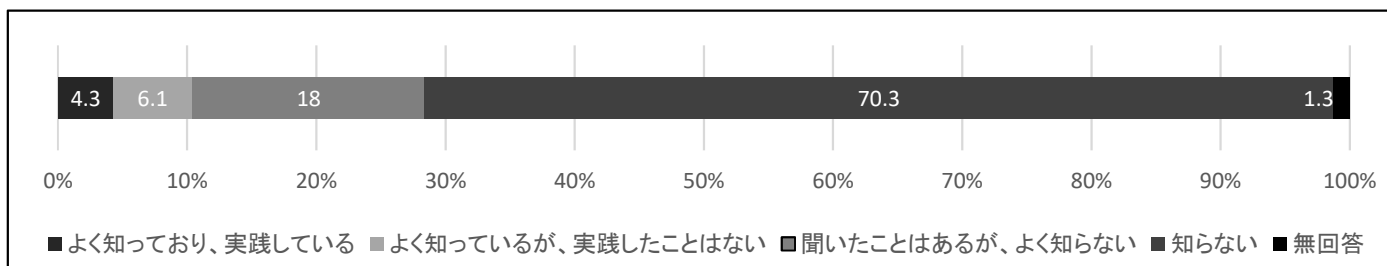
回答項目	回答者	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
ある		<b>25.4%</b>	12.9%	30.1%	37.6%	24.8%	19.1%	41.1%	47.9%
ない		64.8%	74.2%	59.1%	58.2%	64.3%	72.7%	55.4%	52.1%

- 「障害者差別解消法ができて、役所や民間事業者（会社やお店など）における、障害のある人への配慮として良くなったと思うこととしてどのようなものがあるか」という問いに対し、66.5%の人が「特にない・分からない」と回答しています。

回答項目	回答者	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
特にない、分からない		<b>66.5%</b>	60.5%	64.3%	75.4%	68.8%	61.8%	64.3%	64.6%

### ◎ 令和4年度（2022年度）広島市市民意識調査

- ・「合理的配慮の提供について知っているか」という問いに対し、70.3%が「知らない」と回答しています。



### ● 考察

- ・ 広島市障害者差別解消推進条例の施行前後で、差別相談の件数に大きな増減はありませんが、障害者差別解消法の一部改正法の施行により、事業者による障害者への合理的配慮が義務化となることから、今後相談が増加する可能性があります。引き続き、事業者への啓発に努めるとともに、相談・紛争解決の対応が必要です。
- ・ 障害当事者においても、障害者差別解消法の認知度は低い状況です。引き続き、分かりやすい周知・啓発に努める必要があります。



### 主要課題

#### （次期）

- ◆ 令和3年5月に一部改正された障害者差別解消法や令和2年10月に施行された広島市障害者差別解消推進条例に基づき、障害を理由とした差別の解消のための取組の推進が求められています。
- ◆ 障害者差別解消法や広島市障害者差別解消推進条例についての認知度が低いため、法や条例について市民や民間事業者等へのさらなる普及啓発が求められています。

#### （現行）

- ◆ 平成28（2016）年に施行された障害者差別解消法に基づき、障害を理由とした差別の解消のための取組の推進が求められています。
- ◆ 障害者差別解消法についての周知が十分ではないため、法について市民や民間事業者等へのさらなる普及啓発が求められています。



### 施策の方向性

#### （次期）

- ◆ 障害者差別解消法や広島市障害者差別解消推進条例の「差別的な取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」などの内容について、広く市民や民間事業者等への分かりやすい周知に努めるとともに、広島市職員対応要領に基づいて本市職員等への研修を行います。
- ◆ 障害者差別解消に向けた相談体制の充実を図るとともに、広島市障害者差別解消推進条例等に基づき、相談・紛争解決等のための対応に取り組みます。

#### （現行）

- ◆ 障害者差別解消法の「差別的な取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」などの内容について、広く市民や民間事業者等への周知に努めるとともに、広島市職員対応要領に基づいて本市職員等への研修を行います。
- ◆ 障害者差別解消に向けた相談体制の充実や、紛争の解決等のための障害者差別解消条例（仮称）の制定について、検討を行います。

## 主な事業・取組

- ⑧ 障害者差別解消に向けた研修・啓発等の取組
  - ・ 分かりやすいように工夫した周知・啓発の方策について検討
  - ・ 本市職員等への研修の実施
  - ・ 市政出前講座、市民や事業者向けシンポジウム等での啓発を実施
  - ・ みんなのお店ひろしま宣言制度の実施
- ⑧ 障害者差別解消に向けた相談体制の充実
  - ・ 障害者差別解消に向けた他の相談窓口等との連携強化等による相談体制の充実
- ⑧ 広島市障害者差別解消推進条例等に基づく相談や紛争解決等のための取組
  - ・ 本市相談窓口での相談受付
  - ・ 広島市障害者差別解消調整審議会の運営

施策の柱	1	虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	施策項目	(2)	あらゆる障害や障害者についての理解の促進
施策展開	① 障害者権利条約や関連する法律についての啓発		② 地域、学校、職場等における障害や障害者についての理解の促進		

◎ 障害者を取り巻く状況等

- 平成30年 4月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律※」 施行  
※…以下「障害者総合支援法一部改正法」と記載
- 令和 2年10月 「広島市障害者差別解消推進条例」 施行
- 令和 6年 4月 「障害者差別解消法一部改正法」、「障害者総合支援法一部改正法」施行予定

◎ 現行計画に基づく主な取組

- 障害者差別解消法や障害者差別解消推進条例のパンフレット等の配布、シンポジウム・市政出前講座等による関連する法律等についての普及啓発

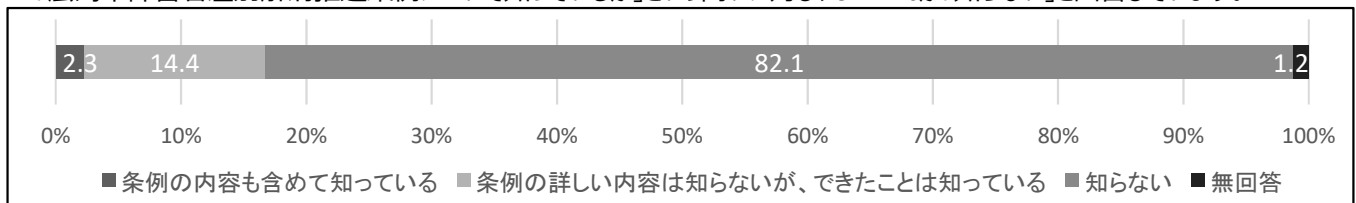
◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- 「障害者差別解消法について知っているか」という問いに対し、61.3%が「知らない」と回答しています。

回答項目	回答者	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
法律の内容も含めて知っている		4.4%	2.9%	6.4%	3.9%	3.8%	5.5%	5.4%	14.6%
詳しい内容は知らないが、知っている		23.9%	22.0%	30.9%	33.9%	13.4%	31.8%	30.4%	50.0%
知らない		<b>61.3%</b>	59.7%	52.9%	59.4%	70.9%	55.5%	60.7%	35.4%

◎ 令和4年度（2022年度）広島市市民意識調査

- 「広島市障害者差別解消推進条例について知っているか」という問いに対し、82.1%が「知らない」と回答しています。



● 考察

- 障害当事者を含む市民の障害者差別解消法や広島市障害者差別解消推進条例の認知度は低い状況です。障害を理由とする差別に関する紛争の防止と解決には、建設的な対話による相互理解が基本となるため、引き続き、普及啓発に努める必要があります。



主要課題

(次期)

(現行のとおり)

(現行)

- ◆ あらゆる障害や障害者についての理解の促進のためには、平成26（2014）年に締結された障害者権利条約や、平成28（2016）年に施行された障害者差別解消法などの関連する法律についての啓発が重要です。また、障害者が主体的に社会の活動に参加し活躍していくためには、障害者も、障害者権利条約や関連する法律について学ぶことが大切です。



### 施策の方向性

#### (次期)

- ◆ 障害者権利条約や関連する法律、広島市障害者差別解消推進条例についての周知を図り、障害者への意識啓発や、市民や地域における普及啓発に努めます。

#### (現行)

- ◆ 障害者権利条約や、関連する法律についての周知を図り、障害者への意識啓発や、広く市民や地域における普及と理解の促進に努めます。

### 主な事業・取組

- ⑧ 障害者権利条約、関連する法律や条例の普及啓発
  - ・ 市民や事業者向けシンポジウム等での啓発を実施



施策の柱	1	虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	施策項目	(2)	あらゆる障害や障害者についての理解の促進
施策展開	① 障害者権利条約や関連する法律についての啓発		② 地域、学校、職場等における障害や障害者についての理解の促進		

◎ 現行計画に基づく主な取組

- ・ 障害や障害者についての理解を促進し、互いの人権を尊重する意識を向上させるため、障害者週間や人権週間の機会等を活用してポスター募集や講演会等を実施
- ・ やさしさ発見（福祉活動体験）プログラム事業や人権啓発リーダー養成講座等の実施、市内の企業に対する雇用啓発文の発送等を通じ、地域、学校、職場等における啓発を実施
- ・ 障害や障害者についての理解促進のため、市職員へ研修を実施
- ・ 発達障害、高次脳機能障害、難病等について、幅広く障害特性等の情報を発信
- ・ 市民へのヘルプマークの普及を促進

事業名	単位	年度				
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
やさしさ発見（福祉活動体験）プログラム事業	実施件数	169件	167件	79件	71件	108件
	参加者数	18,017人	17,766人	7,831人	7,385人	10,011人
人権リーダー養成講座の実施 （令和3年度から市民向けと企業向けを隔年開催）	参加者数（市民向け）	28名	65名	37名	43名	
	参加者数（企業向け）	36名	（中止）	16名		316名
市内の企業に対する雇用啓発文の送付	送付社数	985社	1,052社	1,092社	1,087社	1,111社
障害者を理解するための市職員への研修	受講者数	229人	342人	305人	264人	395人
ヘルプマークの普及促進	配布実績	3,225枚	3,512枚	2,494枚	2,699枚	3,589枚

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- ・ 「今後、重点的に進める必要がある障害者施策はどのようなことだと思うか」という問いに対して、15.5%が「障害や障害者への理解を深めるための啓発を行うなど、障害者の権利を守る取組を推進すること」と回答しています。

回答者	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
障害や障害者への理解を深めるための啓発を行うなど、障害者の権利を守る取組を推進すること	15.5%	10.7%	20.8%	24.1%	11.5%	10.0%	17.9%	29.2%

● 考察

- ・ 地域共生社会の実現には、障害や障害者についての市民の理解が必要不可欠なため、引き続き、取り組んでいく必要があります。



## 主要課題

### (次期)

(現行のとおり)

### (現行)

- ◆ 障害者が住み慣れた地域において自立して生活するためには、身近な地域、学校、職場等における障害や障害者についての一層の啓発により、心のバリアフリーを促進することが重要です。



## 施策の方向性

### (次期)

- ◆ 地域における様々な活動の場や、学校教育、職場等における、障害や障害者についての正しい理解や心のバリアフリーを促進する取組を一層進めます。特に、障害特性の十分な認知が進んでいない、発達障害、高次脳機能障害、難病についての周知・啓発を推進します。

### (現行)

- ◆ 地域における様々な活動の場や、学校教育、職場等における、障害や障害者についての正しい理解や心のバリアフリーを促進する取組を一層進めます。特に、十分な認知が進んでいない、発達障害、高次脳機能障害、難病についての周知・啓発を推進します。

## 主な事業・取組

- ⑧ 障害者週間（12月3日～9日）推進事業
  - ・ 公共施設、障害者施設、市内企業等への障害者週間の啓発ポスターの配付
  - ・ 障害者福祉の推進に貢献のあった者に対する市長表彰の実施
  - ・ 広島市心身障害者福祉センター文化祭の開催
- ⑨ 福祉教育・福祉体験講座の実施
  - ・ 広島市社会福祉協議会が教職員等指導者向けの福祉教育・福祉体験講座等を実施
- ⑧ やさしさ発見（福祉活動体験）プログラム事業
  - ・ 広島市社会福祉協議会が学校や企業等を対象に、障害のある学習協力者による福祉活動体験等のプログラムを実施
- ⑧ 人権啓発リーダー養成講座の実施
  - ・ 企業や地域団体等各種団体で行う啓発活動を支援するため、企業等において人権問題に関する啓発を推進する指導者を養成する研修会を実施
- ⑧ 障害者を理解するための市職員への研修
  - ・ 新規採用職員研修等における障害者理解を深める研修（車椅子体験等）を実施
- ⑧ 発達障害についての啓発
  - ・ 障害の特性や支援の重要性等について理解を促進するため、講演会を開催。また、本市の広報紙・ホームページ等を活用し、幅広く情報発信を実施
- ⑧ 高次脳機能障害についての啓発
  - ・ 本市の広報紙・ホームページ等を活用し、幅広く情報発信を実施
- ⑧ 難病についての啓発
  - ・ 本市の広報紙・ホームページ等を活用し、幅広く情報発信を実施
- ⑧ ヘルプマークの普及促進
  - ・ 広島県や障害者団体等と連携してヘルプマークの普及を促進

施策の柱	1	虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	施策項目	(3)	市民の活動等の支援と交流の促進
施策展開	① 障害者の主体的な参加による幅広い交流の場づくり		② ボランティアの育成とネットワーク化の推進		
	③ 障害者団体等のノウハウをいかした障害者支援活動の促進				

- ◎ **現行計画に基づく主な取組**
  - ・ フラワーフェスティバル「ふれあいの広場」、広響マーガレットコンサート（障害者と広島交響楽団のジョイントコンサート）、ピースアート作品展、障害者スポーツ大会、公民館学習会の開催（事業や講座等を障害者団体等との連携又は共催により実施）、区民まつり等へのバザー出展など様々な機会を捉えた、交流の場づくりを支援
  - ・ 障害子どもまつり開催事業補助、福祉サービス事業所等と地域住民との交流の促進、国際交流・協力活動等への支援などを通じ、市民との交流を促進
- ◎ **障害福祉等に関するアンケート調査結果**
  - ・ 「障害のある方もない方も関係なく交流の場がほしい」、「色々な人々とのコミュニケーションを望む」等の自由意見があります。
- **考察**
  - ・ コロナ禍により、フラワーフェスティバルや広響マーガレットコンサートなど多くの事業で、中止や内容の変更を余儀なくされましたが、交流を求める障害当事者の声もあることから、コロナ禍以前に戻して、継続させていくことが必要です。



主要課題	
(次期)	(現行のとおり)
(現行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障害や障害者についての理解を促進するとともに、スポーツ・文化芸術行事やその他のあらゆる分野への障害者の主体的な参加や、全市レベルから地域のコミュニティ単位に至る交流の場づくりをすすめ、障害者と市民との交流を促進することが求められています。</li> </ul>



施策の方向性	
(次期)	(現行のとおり)
(現行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域における行事等への障害者の参加の機会を増やす取組について検討し、住み慣れた地域等で、地域でのつながりのある安心した生活ができるよう支援します。</li> <li>◆ 全市レベルでの各種行事等への障害者の主体的な参加による、市民との交流や、幅広い交流の場づくりにより、障害や障害者への理解を促進します。</li> </ul>

主な事業・取組	
(拓)	地域のサロン等の交流の場への障害者の参加促進策の検討と実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域のサロン等の交流の場への障害者の参加を促進する方策の検討と障害者情報提供サイトでの地域のサロン情報の提供</li> </ul>
(継)	フラワーフェスティバル「ふれあいの広場」の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ステージ発表、福祉サービス事業所等の製品の展示・販売等を通じて、交流を促進</li> </ul>
(継)	障害子どもまつり開催事業補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ステージ発表やあそびの広場等での交流を促進する行事を実施する事業を補助</li> </ul>
(継)	文化、スポーツ等行事への障害者、障害者団体等の参加促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者や障害者団体等による、区民まつり等へのバザー出展やスポーツ・レクリエーション行事への参加等を通じ、住民との交流を促進</li> </ul>

施策の柱	1	虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	施策項目	(3)	市民の活動等の支援と交流の促進
施策展開	① 障害者の主体的な参加による幅広い交流の場づくり		② ボランティアの育成とネットワーク化の推進		
	③ 障害者団体等のノウハウをいかした障害者支援活動の促進				

◎ 現行計画に基づく主な取組

- ・ 心身障害者福祉センターにおけるボランティア養成講座の開催を通じ、ボランティアの育成や活動のネットワーク化、マッチングを行うなど、ニーズを踏まえた活動を促進
- ・ 視覚障害者用パソコンソフトウェアの設定や操作方法等の指導を行うICT利活用支援ボランティアの養成講座を開催するとともに、要請に応じて視覚障害者の自宅等にボランティアを派遣
- ・ 市ボランティア情報センター、区ボランティアセンター、まちづくり市民交流プラザ等での活動支援や、行事開催等の情報提供を実施

事業名	単位	年度				
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
心身障害者福祉センターにおけるボランティア養成講座の開催	講座回数	72回	72回	9回	36回	60回
	受講者数	1,024人	987人	75人	397人	679人
視覚障害者ICT利活用ボランティアの養成・派遣	登録者数	69名	82名	54名	40名	42名
	派遣利用件数	1,325件	1,003件	625件	397件	401件

● 考察

- ・ コロナ禍により、ボランティア養成講座の開催やボランティア派遣が減少していましたが、令和4年度には増加に転じています。今後、徐々に戻っていくことが予想され、引き続き、取り組むことが求められています。



主要課題

(次期)

(現行のとおり)

(現行)

- ◆ 障害者の自立及び社会参加を実現するためには、ボランティアの果たす役割が重要であることから、一層のボランティア育成が求められています。
- ◆ ボランティア活動への支援やネットワーク化の推進により、ボランティア及びボランティアを必要とする人の細やかなニーズに対応できる体制作りが求められています。



施策の方向性

(次期)

(現行のとおり)

(現行)

- ◆ 障害者のニーズに対応したボランティア養成講座の周知・実施等により、一層のボランティア育成に努めます。
- ◆ 障害者を支えるボランティア活動への支援やボランティア団体等のネットワーク化の推進に努めます。

主な事業・取組

- ⑧ 心身障害者福祉センターにおけるボランティア養成講座の開催
  - ・ 手話、朗読等ボランティアを養成するための講座を開催
- ⑧ 視覚障害者ICTボランティアの養成・派遣
  - ・ 視覚障害者用パソコンソフトウェアの設定や操作方法等の指導を行う「ICT利活用支援ボランティア」の養成講座を実施するとともに、要請に応じて、視覚障害者（児）の自宅等に派遣
- ⑧ 市ボランティア情報センター事業・区ボランティアセンター事業
  - ・ 市や各区社会福祉協議会がボランティアの育成、情報提供、相談対応・活動調整等の事業・活動を実施

施策の柱	1	虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	施策項目	(3)	市民の活動等の支援と交流の促進
施策展開	① 障害者の主体的な参加による幅広い交流の場づくり		② ボランティアの育成とネットワーク化の推進		
	③ 障害者団体等のノウハウをいかした障害者支援活動の促進				

◎ **現行計画に基づく主な取組**

- ・ 本人や家族等に対する相談支援、指導、助言等を行う関係団体の支援を実施
- ・ 障害者団体やグループ等による、交流の場づくり等の様々な自主的取組に対しての支援を実施
- ・ 障害者の生活訓練や社会適応訓練等を障害者団体に委託し実施

◎ **障害福祉等に関するアンケート調査結果**

- ・ 「同じ障害のある方との交流の場がほしい」、「障害児やその親同士との交流の場がほしい」等の自由意見があります。

● **考察**

- ・ 厚生労働省においても、ピアサポートの専門性は評価されており、同じ課題や環境を体験する人からの助言等により、安心感や自己肯定感が得られ、自立に向けた意欲向上や地域生活での不安の解消に効果があるとされています。アンケートの自由意見から、ピアサポートを求める障害当事者及び家族の声もあることから、引き続き、障害者団体等による障害者支援活動の促進に取り組む必要があります。



**主要課題**

(次期)

(現行のとおり)

(現行)

- ◆ 障害者への多様な支援を専門的かつ継続的に行うため、障害者団体等のノウハウを活かした障害者支援を一層促進することが求められています。
- ◆ 障害者への支援を促進するためには、既存の団体やNPO等との連携強化や、それらの各団体等の活動に対する継続的な支援が必要です。



**施策の方向性**

(次期)

(現行のとおり)

(現行)

- ◆ 障害者団体やNPO等との連携を強化し、そのノウハウを活かした障害者を支援する活動を促進します。
- ◆ 障害者団体等による交流の場づくりや、ピアサポート等の自主的な取組、相談支援事業等の活動に対する支援を充実します。

**主な事業・取組**

- ◎ 障害者団体やグループ等による自主的な取組への支援
  - ・ 交流の場づくり、相談支援、ピアサポート、障害児の放課後等の活動の場づくり等、様々な自主的な取組に対し支援を実施
- ◎ 高次脳機能障害者支援事業
  - ・ 高次脳機能障害について正しい知識の普及を図るとともに、高次脳機能障害者やその家族に対する相談支援事業を実施
- ◎ 難病患者等交流会等の実施
  - ・ 患者会と共催で、交流会や難病講演会・相談会を開催



施策の柱	2	安全・安心な生活環境整備の推進	施策項目	(1)	外出しやすいまちづくりの推進
施策展開	①	障害者が外出しやすい環境づくりの促進と情報提供	②	公共施設のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善	
	③	民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導	④	安全で快適な歩行空間の確保と歩行者優先の空間整備	

◎ 障害者を取り巻く状況等

- ・ 令和2年 6月「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正法※」 施行
- ・ 令和6年 4月「障害者差別解消法一部改正法」 施行予定
- ※…以下「バリアフリー法の一部改正法」と記載

◎ 現行計画に基づく主な取組

- ・ 市内の公共施設や民間施設におけるバリアフリー状況について、マップ形式で市ホームページで公開し、より利用しやすいように、サイトをリニューアル
- ・ 地域が主体となって乗合タクシー等を導入・運行する場合、運行計画の策定などの相談や支援を行うとともに、運行に係る経費等の一部を助成している。
- ・ 障害者団体等から本市に寄せられる福祉のまちづくりに関する要望について、全庁的に共有するとともに、関係課による対応、施策への反映
- ・ 「広島県思いやり駐車場利用証交付制度」について、利用証の交付や啓発を行うとともに、対象者が安心して駐車できる環境づくりや車いす使用者用駐車区画の適正利用の促進
- ・ 障害のある人もない人もサービスを利用しやすいよう、環境の整備等に取り組む事業者を募集する「みんなのお店ひろしま」宣言制度を開始し、事業者による自主的なバリアフリー化を促進

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- ・ 「福祉のまちづくり（バリアフリー化）について、広島市が重点的に進めていく必要があるのはどのようなことだと思うか」という問いの回答結果は以下のとおりです。なお、全体で13.9%が「交通機関や公共の建物などで、分かりやすいマークや色を活用した表示（ユニバーサルデザイン）を充実すること」と回答していますが、発達障害者は47.9%、障害児は31.1%、と他の障害者に比べて回答割合が高くなるなど、障害によって必要とする支援が異なり、多様なニーズがあることがうかがえます。

(複数回答)

回答項目	回答者	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
乗り降りしやすいバス・電車を増やすこと		30.4%	31.7%	32.8%	28.1%	31.2%	22.7%	23.2%	20.8%
駅をバリアフリー化すること		9.2%	8.4%	6.6%	10.0%	10.5%	10.9%	<b>14.3%</b>	8.3%
公共の建物をバリアフリー化すること		12.8%	10.9%	13.7%	13.5%	13.2%	<b>18.2%</b>	5.4%	14.6%
道路の段差、誘導ブロック等を整備すること		22.8%	<b>30.5%</b>	23.4%	23.7%	14.8%	27.3%	<b>33.9%</b>	20.8%
視覚障害者向けの音声案内や音響信号機、聴覚障害者向けの文字案内などを充実すること		7.5%	7.9%	7.1%	10.9%	5.7%	3.6%	<b>16.1%</b>	4.2%
交通機関や公共の建物などで、分かりやすいマークや色を活用した表示（ユニバーサルデザイン）を充実すること		13.9%	5.0%	<b>19.1%</b>	<b>31.1%</b>	8.7%	3.6%	14.3%	<b>47.9%</b>
道路上にある自転車や看板など通行の妨げになる物を整理・撤去すること		16.1%	19.2%	18.0%	18.6%	11.7%	15.5%	16.1%	12.5%
車いす使用者用駐車区画を充実すること		5.5%	8.1%	3.7%	7.7%	2.8%	<b>12.7%</b>	7.1%	0%
障害者等に配慮されたエレベーターを充実すること		7.6%	8.9%	6.6%	7.7%	6.3%	10.9%	<b>14.3%</b>	8.3%
車いす使用者やオストメイト等対応トイレを充実すること		10.0%	11.7%	9.3%	13.0%	5.1%	<b>31.8%</b>	10.7%	2.1%

※表内の太字は、各回答項目ごとの「全体」と比べて、5%以上高いもの

● 考察

- ・ 障害によって必要とする支援が異なり、多様なニーズがあることから、障害者からの要望や意見を全庁的に共有し、総合的な福祉のまちづくりの取組を継続して行うことが必要です。



### 主要課題

(次期)

(現行のとおり)

(現行)

- ◆ 障害者が安心して外出できるようにするためには、公共の建物のスロープ、手すり、エレベーター等の整備や、車いす使用者等対応トイレの充実などのほか、ユニバーサルデザインの観点にも配慮しながら、総合的な福祉のまちづくりの取組を継続することが重要です。
- ◆ 障害者が外出しやすい環境づくりを実現するためには、公共施設のバリアフリー化や福祉のまちづくりに対する障害者からの要望・意見を全庁的に共有し、具体的な施策、施設整備に反映させる必要があります。



### 施策の方向性

(次期)

(現行のとおり)

(現行)

- ◆ 市内の繁華街や駅周辺などのバリアフリーマップの公開等、市民への情報提供に努めるとともに、その充実を図ります。
- ◆ 公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入促進等、福祉のまちづくりに対する市民からの要望・意見を全庁的に共有するとともに、具体的な施策への反映に努めます。
- ◆ 民間事業者等が、自主的にバリアフリー化に取り組むことを促す仕組みについて検討するなど、民間事業者等による障害者が外出しやすい環境づくりを促進します。

### 主な事業・取組

- ⑧ 市内施設のバリアフリーマップの情報提供及び充実
  - ・ 車いす使用者用駐車区画やスロープなど12種類のバリアフリー設備についての情報等を公開
- ⑧ 福祉のまちづくりの要望等についての情報の活用
  - ・ 福祉のまちづくりに関する要望等を把握し、関係機関と連携して、随時適切に対処し施策に反映
- ⑧ 「広島県思いやり駐車場利用証交付制度」の啓発
  - ・ 本市ホームページ及びポスター等による啓発を実施
- ⑧ 民間事業者等が自主的にバリアフリー化に取り組むことを促す仕組みについての検討と実施（再掲）
  - ・ みんなのお店ひろしま宣言制度の実施

施策の柱	2	安全・安心な生活環境整備の推進	施策項目	(1)	外出しやすいまちづくりの推進
施策展開	①	障害者が外出しやすい環境づくりの促進と情報提供		②	公共施設のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善
	③	民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導		④	安全で快適な歩行空間の確保と歩行者優先の空間整備

◎ **障害者を取り巻く状況等**

- ・ 令和2年 6月「バリアフリー法一部改正法」 施行
- ・ 令和6年 4月「障害者差別解消法一部改正法」 施行予定

◎ **現行計画に基づく主な取組**

- ・ 「広島市公共施設福祉環境整備要綱」に基づき、本市における新規及び既存の公共建築物、公園等を全ての市民が安全かつ快適に利用できるよう整備
- ・ 身体障害者等の利用が多い施設等において、その設計段階で障害者等の意見を聴き、可能な範囲で設計に反映し、全ての市民が安全かつ快適に利用できるよう、福祉環境整備を推進

◎ **障害福祉等に関するアンケート調査結果**

- ・ 「住まいの確保のほかに障害者が地域で生活するために特に必要だと思うことは何か」という問いに対し、9.9%が「周囲の交通機関や公共施設などの環境が整備されていること」と回答しています。

回答者	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
回答項目 周囲の交通機関や公共施設などの環境が整備されていること	9.9%	14.4%	7.5%	5.6%	9.7%	10.9%	8.9%	10.4%

● **考察**

- ・ 障害者が地域で生活するためには、外出しやすい環境づくりがされていることが必要であり、障害者の意見を十分に聞き、その意見を反映させることが必要です。



**主要課題**

(次期)

(現行のとおり)

(現行)

- ◆ スロープ、手すり、エレベーター等の整備、車いす使用者等対応トイレの充実など、障害者が使いやすいよう、公共施設を計画的に整備・改善することが必要です。
- ◆ 公共施設整備の際は、設計段階から障害者の意見を十分に聞くことが重要です。



**施策の方向性**

(次期)

(現行のとおり)

(現行)

- ◆ 公共施設のスロープ、手すり、エレベーター等の整備、車いす使用者等対応トイレの充実等について、計画的な整備・改善に努めます。
- ◆ 公共施設整備の際における、設計段階からの障害者の意見聴取及び反映に努めます。

**主な事業・取組**

- ◎ 公共施設福祉環境整備事業
  - ・ 本市における新規及び既存の公共建築物、公園等のバリアフリー化(スロープや車いす使用者等対応トイレ等の設置ほか)、整備・改善(段差の解消、トイレの改修ほか)を推進
- ◎ 公共施設整備への設計段階からの障害者の参加
  - ・ 身体障害者等の利用が多い施設等において、その設計段階から障害者が参加し、身体障害者や高齢者などを含めた全ての市民が安全かつ快適に利用できるよう整備を推進



施策の柱	2	安全・安心な生活環境整備の推進	施策項目	(1)	外出しやすいまちづくりの推進
施策展開	①	障害者が外出しやすい環境づくりの促進と情報提供	②	公共施設のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善	
	③	民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導	④	安全で快適な歩行空間の確保と歩行者優先の空間整備	

◎ **障害者を取り巻く状況等**

- ・ 令和2年 6月「バリアフリー法一部改正法」施行
- ・ 令和5年 3月「障害者基本計画（第5次）」策定
- ・ 令和6年 4月「障害者差別解消法一部改正法」施行予定

◎ **現行計画に基づく主な取組**

- ・ 「バリアフリー法」、「広島県福祉のまちづくり条例」の基準に基づき、民間建築物の整備・改善の誘導
- ・ 障害のある人もない人もサービスを利用しやすいよう、環境の整備等に取り組む事業者を募集する「みんなのお店ひろしま」宣言制度を開始し、事業者による自主的なバリアフリー化を促進
- ・ 国等と協調し、利用者等一定の要件を満たす旅客施設のバリアフリー化設備整備に要する費用の一部を支援するため、交通事業者や関係機関と協議・調整
- ・ 国等と協調し、事業者による低床路面電車や低床低公害バスの購入費の一部を支援

● **考察**

- ・ バリアフリー法一部改正法が施行されたことにより継続してハード面の整備を行うとともに、ソフト面として「心のバリアフリー」を推進していくことが求められています。



**主要課題**

**(次期)**

(現行のとおり)

**(現行)**

- ◆ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、同法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導に努めるとともに、民間事業者による心のバリアフリーの取組を促進する必要があります。
- ◆ 低床車両の導入や、駅へのエレベーター設置の促進など、交通弱者の安全性や快適性に配慮した公共交通機関や交通施設の整備・充実が望まれています。



## 施策の方向性

### (次期)

- ◆ バリアフリー法の改正等の内容を踏まえ、同法や同法に基づく基本方針、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導、民間事業者による心のバリアフリーについての取組の促進に努めます。
- ◆ 低床車両の導入や駅へのエレベーター設置の促進など、公共交通機関や交通施設の整備・充実を促進します。

### (現行)

- ◆ バリアフリー法の改正等の動向を注視し、バリアフリー法、同法に基づく基本方針、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導、民間事業者による心のバリアフリーについての取組の促進に努めます。
- ◆ 低床車両の導入や駅へのエレベーター設置の促進など、公共交通機関や交通施設の整備・充実を促進します。

## 主な事業・取組

- ⑧ 建築確認申請時の事前協議やバリアフリー法等による整備誘導
  - ・「広島県福祉のまちづくり条例」に基づく基準への適合率の向上に向けた事前協議や、「バリアフリー法」に基づく認定等を実施
- ⑨ 民間事業者等が自主的にバリアフリー化に取り組むことを促す仕組みについての検討と実施
  - ・みんなのお店ひろしま宣言制度
- ⑩ 交通施設バリアフリー化設備整備費補助
  - ・国と協調して、利用者等一定の要件を満たす交通施設のバリアフリー化設備整備に要する費用の一部を支援
- ⑪ 低床路面電車車両購入費補助
- ⑫ 低床低公害バス車両購入費補助

施策の柱	2	安全・安心な生活環境整備の推進	施策項目	(1)	外出しやすいまちづくりの推進
施策展開	①	障害者が外出しやすい環境づくりの促進と情報提供	②	公共施設のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善	
	③	民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導	④	安全で快適な歩行空間の確保と歩行者優先の空間整備	

◎ 障害者を取り巻く状況等

- ・ 令和2年 6月「バリアフリー法の一部改正法」施行
- ・ 令和6年 4月「障害者差別解消法一部改正法」施行予定

◎ 現行計画に基づく主な取組

- ・ 主に繁華街やJR駅周辺等の放置規制区域において、放置自転車等の撤去や駐輪指導等を実施
- ・ 歩道の新設、電線共同溝の整備、既設歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を実施

事業名	単位	年度				
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
放置自転車等の撤去、 駐輪指導	放置自転車 撤去件数	15,799件	14,323件	9,789件	8,423件	6,973件
	駐輪指導件数 (警告書貼付)	173,310件	24,570件	93,288件	85,445件	82,657件
	駐輪指導件数 (口頭指導)	12,138件	3,696件	12,029件	11,068件	14,043件
	駐輪指導件数 (事業所等訪問)	298件	390件	750件	853件	564件

◎ その他

- ・ 現行計画期間中、毎年度、障害者団体からの要望の中にバリアフリーに関するものがあります。

● 考察

- ・ コロナ禍の影響も考えられますが、放置自転車の撤去件数が年々減少しています。歩行空間の確保が進んでいるということですが、さらなる確保に向け、引き続き、取り組んでいくことが必要です。



**主要課題**

(次期)

(現行のとおり)

(現行)

- ◆ 自転車や看板など通行の妨げになる物を整理・撤去することにより、安全で快適な歩行空間の確保が望まれています。
- ◆ 道路の段差の解消、誘導ブロック等の適切な整備等による、道路のバリアフリー化の推進が重要です。



**施策の方向性**

(次期)

(現行のとおり)

(現行)

- ◆ 放置自転車の撤去などによる安全で快適な歩行空間の確保や歩行者優先の空間整備を推進します。
- ◆ 歩道の幅や段差、勾配の改善や誘導ブロックの適切な整備などにより、道路のバリアフリー化を推進します。

**主な事業・取組**

- ⑧ 道路・街路事業、福祉環境整備事業(道路)
  - ・ 歩道の拡幅・段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等
- ⑧ 放置自転車等の撤去、駐輪指導等
  - ・ 主に繁華街やJR駅周辺等の放置規制区域内において放置自転車等の撤去や駐輪指導等を実施

施策の柱	2	安全・安心な生活環境整備の推進	施策項目	(2)	安心して暮らせる住まいの確保の支援
施策展開	① 障害の特性に配慮した市営住宅の整備・改善等		② 住宅改造等の支援		
	③ 民間賃貸住宅等への入居等の相談支援の充実		④ グループホーム等の整備促進		

◎ 障害者を取り巻く状況等

- ・ 令和2年 6月「バリアフリー法の一部改正法」施行
- ・ 令和6年 4月「障害者差別解消法一部改正法」施行予定

◎ 現行計画に基づく主な取組

- ・ 市営住宅のバリアフリー化に配慮した整備・改善等を実施
- ・ 市営住宅への入居について、障害者の当選率を高めるよう優遇措置を実施

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- ・ 「地域で安心して暮らせる住まいを確保するために必要だと思うことは何か」という問いに、全体で6.8%が「市営住宅等のバリアフリー化を充実すること」と回答しています。

回答項目	回答者							
	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
バリアフリー化された市営住宅等を充実すること	6.8%	8.8%	6.2%	4.9%	6.5%	9.1%	5.4%	4.2%

● 考察

- ・ 国の障害者基本計画においても、公営住宅のバリアフリー化や、障害者の優先入居を推進することが求められています。



主要課題

(次期)

(現行のとおり)

(現行)

- ◆ 障害者が安心して暮らせるようにするためには、障害の特性や障害者のニーズに配慮した住まいが必要であり、市営住宅についてもバリアフリー化が求められています。
- ◆ 障害者の市営住宅への入居を優遇する仕組の充実が求められています。



施策の方向性

(次期)

(現行のとおり)

(現行)

- ◆ 個々の障害の特性や多様なニーズに配慮した、市営住宅の整備や改善を行います。
- ◆ 障害者の市営住宅への入居を優遇する仕組について、引き続き適切な運用と充実に努めます。

主な事業・取組

- ◎ 市営住宅の建替等整備事業におけるバリアフリー化、高齢者等対応改善事業
- ◎ 市営住宅の入居に関する障害者の優遇措置
  - ・ 障害者の当選率を高めるよう優遇措置を実施
- ◎ 市営店舗の入居に関する障害者世帯の優遇措置
  - ・ 障害者世帯の当選率を高めるよう優遇措置を実施

施策の柱	2	安全・安心な生活環境整備の推進	施策項目	(2)	安心して暮らせる住まいの確保の支援
施策展開	① 障害の特性に配慮した市営住宅の整備・改善等		② 住宅改造等の支援		
	③ 民間賃貸住宅等への入居等の相談支援の充実		④ グループホーム等の整備促進		

◎ 障害者を取り巻く状況等

- ・ 令和6年 4月「障害者差別解消法一部改正法」施行予定

◎ 現行計画に基づく主な取組

- ・ 障害者住宅改造費補助により、障害者にとって住みよい住宅への改造等の支援

事業名	単位	年度				
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害者住宅改造費補助	相談件数	22件	17件	17件	17件	11件

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- ・ 「地域で安心して暮らせる住まいを確保するために必要だと思うことは何か」という問いに対し、19.2%が「バリアフリーのための住宅改造等（リフォーム）の費用の補助があること」と回答しています。

回答項目	回答者	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
バリアフリーのための住宅改造等（リフォーム）の費用の補助があること		19.2%	28.4%	12.9%	22.0%	11.9%	39.1%	26.8%	6.3%

● 考察

- ・ 地域で、安全に安心して暮らすためには、引き続き、住宅のバリアフリー化の支援が必要です。



主要課題

(次期)

(現行のとおり)

(現行)

- ◆ 障害者が安心して住み慣れた住まいで暮らせるようにするためには、住宅のバリアフリー化のための支援の充実が重要です。



施策の方向性

(次期)

(現行のとおり)

(現行)

- ◆ 住宅を障害者の生活や家族の介護に配慮したものに改造等を行う際に、費用を補助するなどの支援に努めます。

主な事業・取組

- ⑧ 障害者住宅改造費補助
  - ・ 障害者の日常生活の利便性を図るため、バリアフリー化等の住宅改造に対する助成（上限80万円）を実施
- ⑧ 住宅の改造等に関する相談支援の実施（地域リハビリテーション事業）
  - ・ 身体障害者更生相談所の職員が車いすの判定等で訪問した際、必要に応じて住宅の改造等に関する相談支援を実施

施策の柱	2	安全・安心な生活環境整備の推進	施策項目	(2)	安心して暮らせる住まいの確保の支援
施策展開	① 障害の特性に配慮した市営住宅の整備・改善等		② 住宅改造等の支援		
	③ 民間賃貸住宅等への入居等の相談支援の充実		④ グループホーム等の整備促進		

◎ **障害者を取り巻く状況等**

- ・ 令和6年 4月「障害者差別解消法一部改正法」施行予定

◎ **現行計画に基づく主な取組**

- ・ 弁護士・建築士による、住宅に関する法律相談やリフォーム・耐震化等の相談を実施
- ・ 障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院しているなど地域生活に移行するために重点的な支援が必要な障害者に対し、住宅の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談を実施するとともに、一人暮らし等の障害者に常時の連絡体制の確保や緊急時の相談支援を実施

事業名	単位	年度				
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
住宅相談事業	相談件数	82件	89件	66件	76件	94件

◎ **障害福祉等に関するアンケート調査結果**

- ・ 「地域で安心して暮らせる住まいを確保するために必要だと思うことは何か」という問いに、25.7%が「住まいに関する相談や紹介を行う相談窓口を設けること」と回答しています。

回答者	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
住まいに関する相談や紹介を行う相談窓口を設けること	<b>25.7%</b>	18.2%	29.5%	37.6%	21.9%	20.0%	48.2%	37.5%

◎ **その他**

- ・ 令和2年10月に広島市障害者差別解消推進条例を施行した後も、障害を理由として、賃貸借契約を拒まれるといった相談が複数寄せられています。

● **考察**

- ・ 障害を理由として、賃貸借契約を拒まれるといった相談が複数寄せられていることから、住宅の賃貸借における不当な差別的取扱いを解消するための取組の充実が必要です。



**主要課題**

(次期)

(現行のとおり)

(現行)

- ◆ 障害者が安心して暮らせる住まいを確保するためには、住まいに関する相談や紹介を行う相談窓口の設置など、障害者の民間賃貸住宅への入居等についての相談支援の充実などが求められています。
- ◆ 民間住宅の賃貸借における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの解消に向けた取組の充実が求められています。



## 施策の方向性

(次期)

(現行のとおり)

(現行)

- ◆ 関係団体と連携し、民間賃貸住宅への入居等についての相談支援の充実や、相談窓口の拡大等に努めます。
- ◆ 障害を理由として、正当な理由なく賃貸借契約を拒否する等の差別的取扱いが起らないよう、関係機関等へ障害者差別解消法の周知や啓発に努めます。

## 主な事業・取組

- ⑧ 住宅相談事業
  - ・ 弁護士による住宅に関する法律相談、建築士による住宅リフォームや耐震化などに関する相談を実施
- ⑧ 地域移行支援、地域定着支援
  - ・ 住宅の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談や措置入院者の退院後の継続した支援（地域移行支援）を実施するとともに、一人暮らし等の障害者に常時の連絡体制の確保や緊急時の相談支援（地域定着支援）を実施
- ⑨ 広島市居住支援協議会の運営
  - ・ 障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録を促進
  - ・ セーフティネット登録住宅、居住支援サービス及び居住支援法人などの情報を住宅確保要配慮者に提供
- ⑨ 障害者差別解消に向けた研修・啓発等の取組（再掲）
  - ・ 分かりやすいように工夫した周知・啓発の方策について検討
  - ・ 本市職員等への研修の実施
  - ・ 市政出前講座、市民や事業者向けシンポジウム等での啓発を実施
  - ・ みんなのお店ひろしま宣言制度の実施



施策の柱	2	安全・安心な生活環境整備の推進	施策項目	(2)	安心して暮らせる住まいの確保の支援
施策展開	① 障害の特性に配慮した市営住宅の整備・改善等		② 住宅改造等の支援		
	③ 民間賃貸住宅等への入居等の相談支援の充実		④ グループホーム等の整備促進		

◎ **障害者を取り巻く状況等**

- ・ 令和6年 4月「障害者差別解消法一部改正法」施行予定
- ◎ **現行計画に基づく主な取組**
  - ・ 民間によるグループホーム等の開設等について、市有未利用地等の貸付けや国庫補助を利用した施設整備費に対する助成等を実施
- ◎ **障害福祉等に関するアンケート調査結果**
  - ・ 「地域で安心して暮らせる住まいを確保するために必要だと思うことは何か」という問いに対し、全体の24.4%が「共同で生活し、介助等の支援を受けられる住まい（グループホーム等）を増やすこと」と回答しており、特に知的障害者（46.5%）及び発達障害者（47.9%）については2人に1人が必要と回答しています。

回答項目	回答者	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
共同で生活し、介助等の支援を受けられる住まい（グループホーム等）を増やすこと		24.4%	10.9%	46.5%	41.5%	13.2%	13.6%	28.6%	47.9%

◎ **その他**

- ・ グループホームの空き状況（令和4年度末時点）は、816人の定員（47事業所）のうち、705人が入居しており、111人分が空いている状況です。
- **考察**
  - ・ グループホームについては、障害当事者やその家族の様々なニーズとのマッチングの問題があり、空き状況があってもニーズに沿わない等で、増やすことが求められている現状があります。また、親亡き後を踏まえると、より多くのグループホームが必要となる可能性があり、引き続き、整備を促進することが必要です。



**主要課題**

**(次期)**

(現行のとおり)

**(現行)**

- ◆ 障害者が住み慣れた地域で自立して生活するためには、障害者の様々なニーズに対応し、必要な時にすぐ支援を受けることのできるグループホーム等を整備することが重要です。



**施策の方向性**

**(次期)**

- ◆ 市が保有する未利用地の貸付や市営住宅の空き室等の活用など、引き続きグループホーム等のニーズを踏まえた整備促進に努めます。

**(現行)**

- ◆ 市が保有する未利用地の貸付や市営住宅の空き室等の活用など、引き続きグループホーム等の整備促進に努めます。

**主な事業・取組**

- ◎ **グループホーム等の開設等への支援**
  - ・ 民間によるグループホーム等の開設等について、市有未利用地等の貸付けや国庫補助を利用した施設整備費に対する助成等を実施
- ◎ **市営住宅の空き室のグループホーム等への活用**
  - ・ 市営住宅の空き室情報の提供等を実施



施策の柱	2	安全・安心な生活環境整備の推進	施策項目	(3)	防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進
施策展開	① 地域ぐるみの防災・防犯体制の整備		② 障害の特性に応じた災害時の支援・環境整備とメンタルヘルス対策の充実		

◎ 障害者を取り巻く状況等

- ・平成30年 7月「平成30年 7月豪雨」災害発生
- ・令和 2年 7月「令和 2年 7月豪雨」災害発生
- ・令和 3年 6月「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）」施行

◎ 現行計画に基づく主な取組

- ・自主防災組織の設立及びネットワーク化を促進するとともに、災害時における地域の防災行動力の向上を図るため、各種訓練の実施や、自主防災組織と社会福祉施設との協力体制が確立されるよう働きかけを実施
- ・避難行動要支援者の名簿を整備するとともに、名簿情報の外部提供に同意が得られた同意者リストを作成  
同意者リストは、地域で避難支援に携わる避難支援等関係者（自主防災組織、町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、基幹相談支援センター等）に提供し、地域の実情に応じた避難支援に係る取組を支援
- ・土砂災害や洪水などの危険区域に居住する避難行動要支援者世帯を対象に、防災情報メール配信システムの電話通知機能登録調査を実施
- ・防災情報メール配信システムや聴覚障害者用災害避難情報ファクス送信事業など、ICTの技術を活用して防災情報を提供
- ・ひとり暮らし重度身体障害者あんしん電話事業や、聴覚障害者等の119番通報手段確保など、非常時の安否確認体制や連絡通報体制の整備を推進

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- ・「今後、広島市で重点的に進める必要がある障害者施策はどのようなことだと思うか」という問いに対し、14.1%が「災害等の非常時の連絡通報・避難体制・相談体制を整備すること」と回答しています。

回答項目	回答者	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
災害等の非常時の連絡通報・避難体制・相談体制を整備すること		14.1%	20.8%	17.2%	9.3%	8.9%	15.5%	16.1%	16.7%

- ・「避難の判断に使う気象の情報や避難勧告等の避難情報はどこから入手するか」という問いに対し、70.6%が「テレビ」と回答し、30.4%が「インターネット」と回答し、19.8%が「広島市防災情報メール（FAXまたは電話通知を含む）」と回答しています。  
(複数回答)

回答項目	回答者	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
テレビ		70.6%	75.7%	64.9%	72.4%	67.8%	81.8%	71.4%	66.7%
インターネット		30.4%	25.7%	22.8%	59.4%	22.2%	37.3%	25.0%	54.2%
ラジオ		12.2%	12.6%	8.7%	4.4%	18.1%	16.4%	8.9%	4.2%
広島市防災情報メール(FAXまたは電話通知を含む)		19.8%	24.3%	21.0%	23.2%	11.5%	33.6%	26.8%	20.8%
防災行政無線		5.2%	9.4%	6.4%	2.6%	2.7%	4.5%	7.1%	0.0%
家族や知人(直接教えてもらう)		22.9%	16.6%	38.2%	28.1%	14.9%	17.3%	33.9%	43.8%
避難誘導アプリ		4.1%	3.8%	5.0%	4.9%	3.4%	8.2%	0.0%	2.1%
家族や知人(電話・FAX・SNS等で知らせてもらう)		6.3%	6.2%	6.8%	6.5%	5.4%	5.5%	14.3%	8.3%
広島市公式SNS(ツイッター、フェイスブック、ライン)		4.0%	3.7%	3.7%	5.8%	2.5%	10.0%	7.1%	4.2%
手段がない		2.0%	0.4%	1.7%	0.7%	4.4%	0.0%	0.0%	0.0%

- ・「あなたの住んでいる地域の災害の危険性（どんな災害の時に避難が必要か）を知っているか」という問いに対し、40%が「知らない」と回答しています。

回答項目 \ 回答者	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
自分の居住地域の災害の危険性を「知らない」と答えた割合	<b>40.0%</b>	27.7%	39.8%	29.7%	57.9%	19.1%	35.7%	39.6%

- ・上記で「知っている」と回答した1,402人の中で、「どのような方法で知ったか」という問いに対し、68.8%が「ハザードマップ」と回答しています。

(複数回答)

回答項目 \ 回答者	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
ハザードマップ	<b>68.8%</b>	69.3%	61.6%	84.6%	59.4%	67.1%	58.1%	77.8%
わがまち防災マップ	24.8%	38.0%	22.8%	16.4%	15.5%	29.3%	16.1%	18.5%
家族や知人から聞いた	26.3%	19.3%	38.4%	21.9%	26.9%	24.4%	41.9%	48.1%
広島市防災ポータル	12.4%	13.0%	10.6%	12.0%	13.8%	11.0%	16.1%	11.1%
避難誘導アプリ	6.0%	5.7%	6.1%	4.5%	8.5%	6.1%	3.2%	3.7%
知る方法が分からない	0.8%	0.5%	0.8%	0.0%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%

### ● 考察

- ・アンケート結果では、テレビによる気象情報や避難情報の入手が最も高くなっていますが、障害種別によって、意思疎通・情報取得の手段は異なることから、あらゆる方法で情報提供を行う必要があります。また、日頃から障害者が災害訓練にも参加することが出来るよう体制整備を図ることが必要です。



## 主要課題

### (次期)

(現行のとおり)

### (現行)

- ◆ 障害者を災害や犯罪から守るためには、障害の特性に配慮した支援体制を構築すること等により、未然の被害防止対策を充実することが重要です。
- ◆ 障害の特性や障害者のニーズに応じた災害等の非常時の連絡通報や避難の体制を整備すること、その周知を促進していくことが不可欠です。



## 施策の方向性

(次期)

(現行のとおり)

(現行)

- ◆ 障害者が犯罪の被害にあうのを防ぐため、障害者支援施設等への防犯カメラの設置を促進します。
- ◆ 災害時に自力での避難が困難である障害者等の避難行動要支援者について、地域で避難支援に携わる自主防災組織や町内会・自治会などと連携し、地域の実情に応じた避難支援に係る取組を支援します。
- ◆ ICTの活用など障害の特性や障害者のニーズに応じた防災情報の提供や、非常時の連絡通報体制等の充実を図ります。

## 主な事業・取組

- ⑧ 自主防災組織の育成指導
  - ・ 災害時における地域の防災行動力の向上を図るため、障害者等の視点を踏まえながら、各種訓練を実施するとともに、自主防災組織と社会福祉施設等（障害者施設を含む。）との協力体制が確立されるよう働きかけを実施
- ⑧ 避難行動要支援者避難支援の取組の支援
  - ・ 災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者（高齢者や障害者等）の名簿を整備するとともに、避難行動要支援者のうち、名簿情報の外部提供に同意が得られた者のみを掲載した同意者リストを作成
  - ・ 同意者リストは、地域で避難支援に携わる避難支援等関係者（自主防災組織、町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、基幹相談支援センター等）に提供し、地域の実情に応じた避難支援に係る取組を支援
  - ・ 土砂災害や洪水などの危険区域に居住する避難行動要支援者宅等に防災行政無線屋内受信機を設置
- ⑧ 防災情報メール配信システム
  - ・ 避難指示勧告等の緊急かつ重要な防災情報や防犯情報等を、事前に登録している携帯電話等に電子メールで配信
- ⑧ 聴覚障害者用災害避難情報ファクス送信事業
  - ・ 事前にファクス番号を登録している聴覚障害者に対して、災害時の避難情報を送信
- ⑧ 聴覚障害者等119番通報手段の確保
  - ・ ファクス、電子メール、インターネットによる119番通報手段を確保
- ⑧ 民間障害者（児）福祉施設整備補助事業
  - ・ 民間による福祉サービス事業所等の基盤整備や防犯対策を強化するための整備に対して補助

施策の柱	2	安全・安心な生活環境整備の推進	施策項目	(3)	防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進
施策展開	① 地域ぐるみの防災・防犯体制の整備			② 障害の特性に応じた災害時の支援・環境整備とメンタルヘルス対策の充実	

◎ 障害者を取り巻く状況等

- ・平成30年 7月「平成30年 7月豪雨」災害発生
- ・令和 2年 7月「令和 2年 7月豪雨」災害発生
- ・令和 2年10月「広島市障害者差別解消推進条例」施行
- ・令和 3年 6月「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）」施行

◎ 現行計画に基づく主な取組

- ・被災者に対し、精神保健福祉センター及び各区保健センターにおいて面接や電話によるメンタルヘルス相談の実施や、支援者対象の研修会を開催
- ・車いす使用者等対応トイレやスロープ等の設置、専門的なケア体制などが整った福祉避難所の拡充

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- ・「火事や地震等の災害時に困ることは何か」という問いに対する回答は、以下のとおりです。

(複数回答)

回答項目	回答者	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
必要な投薬や治療が受けられない		42.2%	46.5%	34.2%	31.8%	45.9%	<b>62.7%</b>	<b>55.4%</b>	33.3%
補装具や日常生活用具の使用や入手が困難になる		13.1%	18.0%	10.4%	13.0%	11.1%	15.5%	10.7%	4.2%
医療機器などの電源確保が困難になる		7.5%	9.5%	4.1%	9.0%	6.8%	11.8%	7.1%	4.2%
意思を伝えたり、情報を入手することが困難になる		30.5%	17.6%	48.1%	45.9%	22.1%	13.6%	37.5%	<b>64.6%</b>
特になし		18.6%	17.3%	15.8%	14.6%	24.8%	12.7%	16.1%	6.3%

※太字は50%を超えるもの

- ・「避難所を利用しやすくするために必要なことは何か」という問いに対する回答は、以下のとおりです。

(複数回答)

回答項目	回答者	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
避難場所まで移動するための援助		26.8%	35.5%	25.1%	16.5%	26.2%	36.4%	21.4%	8.3%
避難場所運営のための人的体制が確保されていること		9.0%	8.8%	6.0%	6.7%	11.4%	15.5%	8.9%	8.3%
家族と一緒に過ごせること		39.2%	33.7%	49.2%	<b>66.8%</b>	23.3%	28.2%	<b>55.4%</b>	<b>54.2%</b>
障害の程度に応じた対応がなされることや障害への理解が得られること		32.9%	25.1%	43.1%	<b>55.2%</b>	18.4%	30.9%	<b>53.6%</b>	<b>75.0%</b>
必要最小限のプライバシーが守られること		27.9%	32.1%	23.0%	28.1%	26.7%	31.8%	25.0%	35.4%
特になし		11.2%	6.2%	7.5%	2.3%	23.4%	5.5%	5.4%	0.0%

※太字は50%を超えるもの

● 考察

- ・障害福祉等に関するアンケート調査から、災害時の支援において、情報保障・意思疎通支援を含む障害特性への配慮が必要とされていることが分かります。



## 主要課題

(次期)

(現行のとおり)

(現行)

- ◆ 災害時のコミュニケーション手段の確保など、障害の特性や障害者のニーズに配慮した災害時支援体制の充実が求められています。
- ◆ 避難が長期化する場合には、障害者が安心して過ごせる避難場所の確保や、福祉避難所の充実が求められています。



## 施策の方向性

(次期)

(現行のとおり)

(現行)

- ◆ 障害の特性に応じた情報提供や、精神面や医療の支援も含めた災害時支援体制の充実に努めます。
- ◆ 避難場所において障害者が安心して過ごせるよう、支援策の充実に努めます。
- ◆ 車いす使用者等対応トイレやスロープ等の設置、専門的なケアなどの福祉的配慮が整った福祉避難所の充実に努めます。

## 主な事業・取組

- 新 災害時における障害特性に応じた情報保障・意思疎通支援等の検討
- 継 大規模災害時のメンタルヘルス対策
  - ・ 被災者等に対し精神保健福祉センター及び各区保健センターが面接や電話によるメンタルヘルス相談を実施
- 継 災害ボランティアの円滑な活動のための環境整備
  - ・ 市民活動団体等と本市で構成する「広島市災害ボランティア活動連絡調整会議」による活動の充実
- 継 手話通訳者及び要約筆記者・奉仕員派遣事業
  - ・ 消防隊等の災害活動現場において、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者との円滑な意思疎通を図るうえで支障がある場合に、手話奉仕員又は要約筆記者奉仕員を派遣し、意思伝達の手段を確保
- 継 福祉避難所の設置
  - ・ 災害が発生し、指定避難所での生活が長期化する場合、福祉的配慮が必要な障害者等が、安心して避難生活を送ることができるよう、車いす使用者等対応トイレやスロープ等の設置、専門的なケア体制などが整った福祉避難所の設置を推進
- 継 医療救護班の編成、必要な医薬品等の備蓄
  - ・ 広島市地域防災計画に基づき、災害時に迅速に対応できるよう準備
- 継 障害者基本法に対応した取組の実施と検討（防災及び防犯についての施策推進）
  - ・ 障害者基本法を踏まえ、災害時に障害の特性に応じた対応ができるよう、障害者支援の在り方などの検討を行い、必要な取組を実施
- 継 建築物等の所有者等に対する指導
  - ・ 新築時に、障害者等に有効な消防用設備等や器具等の導入を図るよう、働きかけを実施
- 継 消防通信指令管制システムにおける避難行動要支援者情報の活用
  - ・ 福祉関係部局提供の避難行動要支援者情報等を消防通信指令管制システムの地図に表示するなど情報を活用

施策の柱	3	相談支援の充実	施策項目	(1)	切れ目のない相談支援体制の整備・充実
施策展開	① 地域での包括的・総合的な相談支援体制の整備・充実				

◎ 障害者を取り巻く状況等

- ・平成30年 4月「障害者総合支援法一部改正法」施行
- ・令和 6年 4月「障害者総合支援法一部改正法」施行予定

◎ 現行計画に基づく主な取組

- ・各区2か所、市内計16か所に設置した委託相談支援事業所において、障害者等からのあらゆる相談を受付
- ・基幹相談支援センターが事務局となり、事業者間の連携を強化する目的で障害者自立支援協議会を開催。また、各区相談支援事業所等に対する支援及び人材育成を実施
- ・障害の重度化、本人及び親の高齢化や親亡き後を見据え、24時間対応可能な相談支援等を行うサービス拠点を整備
- ・市役所本庁の障害福祉課と各区福祉課にタブレット端末を設置し、テレビ電話を使用した手話による問い合わせに対応
- ・各区に保健・医療・福祉の総合相談窓口を設置し、障害者等やその家族等からの相談を総合的に受付
- ・身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター等において、専門性を活かした相談支援を実施
- ・民生委員や児童委員、各種相談員（身体障害者相談員、知的障害者相談員、手話相談員等）の活動を支援
- ・重症心身障害児（者）の専門相談窓口として、「広島市重症心身障害児者相談支援センター」を設置

表：各種相談支援事業の対応件数

事業名	対応内容	年度				
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託相談支援事業所	相談支援件数	28,306件	32,990件	37,575件	39,771件	43,155件
各区における保健・医療・福祉総合相談窓口の運営	相談件数	147件	170件	182件	189件	180件
精神保健福祉センター・各区保健福祉センターにおける精神保健福祉相談	電話相談件数	3,518件	3,557件	3,536件	3,699件	3,976件
	面接相談件数	456件	359件	282件	550件	735件
民生委員・児童委員による相談支援	相談件数	2,875件	2,691件	2,076件	2,389件	2,562件
各種相談員による相談支援	身体障害者相談員相談支援件数	187件	94件	72件	68件	84件
	知的障害者相談員相談支援件数	70件	168件	52件	55件	90件
	ろうあ者専門相談員相談支援件数	79件	14件	8件	4件	7件
	手話相談員相談支援件数	14,533件	13,933件	14,896件	15,835件	16,215件
重症心身障害児（者）相談支援事業	相談支援件数	2,093件	2,850件	2,122件	1,679件	1,783件
在宅訪問相談援助事業	面接相談件数	935件	993件	720件	728件	676件
	調整件数	919件	845件	849件	675件	676件
	訪問件数	577件	447件	471件	410件	423件
	弁護士等専門相談員の派遣件数	4件	3件	2件	1件	3件

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- ・「相談支援事業所を知っているか」という問いに対し、障害者全体の45.9%が「知らない」と回答し、10.6%が「あるのは聞いたことがあるが、場所や連絡先がわからない」と回答しています。

回答者 回答項目	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
相談したことがある	24.9%	15.4%	44.8%	39.4%	11.1%	18.2%	41.1%	60.4%
場所や連絡先を知っているが、相談したことはない	9.9%	11.6%	9.7%	12.8%	6.8%	15.5%	5.4%	10.4%
あるのは聞いたことはあるが、場所や連絡先がわからない	<b>10.6%</b>	12.6%	7.5%	13.5%	8.8%	12.7%	16.1%	8.3%
知らない	<b>45.9%</b>	48.4%	29.7%	32.3%	62.9%	46.4%	32.1%	16.7%

- ・「悩みや困ったことを相談するのは誰（どこ）か」という問いに対して、障害者全体の68.8%が「家族・親戚」と回答しており、次いで、「医療関係者」、「友人・知人」と日常的によく関わる人への相談が多くなっています。一方で、一つ一つの割合は低いです。相談支援事業所等の様々な相談窓口にご相談していることがうかがえます。

(複数回答)

回答項目	回答者	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
家族・親戚		<b>68.8%</b>	68.6%	70.8%	85.6%	58.1%	66.4%	78.6%	85.4%
近所の人		3.6%	5.6%	2.9%	1.4%	1.4%	5.5%	0.0%	0.0%
友人・知人		<b>26.5%</b>	27.9%	21.8%	29.5%	25.7%	35.5%	25.0%	27.1%
区役所、児童相談所などの行政機関		<b>9.1%</b>	8.7%	8.3%	15.3%	7.1%	10.9%	7.1%	2.1%
障害者団体、患者団体や家族会		5.8%	1.8%	8.7%	7.2%	2.3%	21.8%	25.0%	20.8%
民生委員・児童委員		1.9%	3.1%	1.4%	0.5%	2.1%	1.8%	1.8%	0.0%
障害者相談員		10.4%	3.8%	22.6%	11.6%	7.8%	3.6%	14.3%	20.8%
相談支援事業所		8.5%	3.8%	19.3%	11.1%	3.7%	3.6%	10.7%	31.3%
施設や作業所の職員		17.3%	8.9%	41.3%	9.5%	13.8%	6.4%	23.2%	29.2%
居宅介護のヘルパー		5.1%	7.3%	7.7%	1.9%	2.3%	12.7%	3.6%	8.3%
発達障害者支援センター		1.8%	0.0%	1.9%	6.7%	0.5%	0.0%	0.0%	12.5%
地域包括支援センター		5.6%	11.7%	2.7%	0.0%	2.7%	25.5%	10.7%	2.1%
社会福祉協議会		1.7%	1.8%	2.1%	0.7%	2.1%	0.9%	0.0%	0.0%
医師や看護師などの医療関係者		<b>28.8%</b>	23.8%	16.4%	23.4%	42.6%	34.5%	26.8%	22.9%
ピアサポーター		0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.5%	2.7%	0.0%	0.0%
学校の先生		8.3%	0.3%	2.5%	43.6%	1.3%	0.9%	0.0%	18.8%
職場の人		4.7%	3.5%	9.3%	1.6%	4.2%	2.7%	7.1%	12.5%
障害者就業・生活支援センター		2.9%	1.9%	6.0%	0.7%	2.7%	0.0%	5.4%	10.4%
相談したいができない（しない）		<b>5.5%</b>	6.5%	5.2%	4.2%	4.9%	10.0%	7.1%	8.3%

- ・上記設問で、「相談したいができない（しない）」と回答した150人に、相談できない（しない）主な理由を聞いたところ、47.3%が「誰（どこ）に相談していいかわからない」、26.7%が「相談しても満足な助言や回答が得られない」と回答しています。

(複数回答)

回答項目	回答者	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
誰（どこ）に相談していいかわからない		<b>47.3%</b>	52.3%	51.9%	38.9%	47.6%	27.3%	50.0%	50.0%
住んでいる地域に相談できる場所がない		7.3%	6.8%	3.7%	5.6%	11.9%	9.1%	0.0%	0.0%
夜間や休日などに相談できる場所がない		5.3%	2.3%	3.7%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%
相談しても満足な助言や回答が得られない		<b>26.7%</b>	27.3%	18.5%	38.9%	19.0%	36.4%	50.0%	50.0%
プライバシー保護に不安がある		10.7%	13.6%	7.4%	5.6%	9.5%	18.2%	25.0%	0.0%

- ・「相談事業を充実するために（相談したときに満足できるよう）特にどのようなことをすればいいと思うか」という問いに、障害者全体の38.0%が「気軽に相談できる窓口の数を増やす」、26.1%が「専門性のある相談員を配置する」、24.7%が「1か所でさまざまな相談に対応できる窓口を整備する」と回答しています。

(複数回答)

回答項目	回答者	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
相談員のスキルアップ研修を行う		16.0%	9.5%	20.3%	28.8%	9.5%	19.1%	21.4%	47.9%
専門性のある相談員を配置する		<b>26.1%</b>	18.9%	26.3%	46.2%	19.0%	33.6%	39.3%	43.8%
気軽に相談できる窓口の数を増やす		<b>38.0%</b>	33.0%	41.5%	47.3%	34.6%	40.0%	33.9%	50.0%
専門的な相談機関を整備する		13.3%	9.5%	14.5%	22.3%	9.5%	17.3%	25.0%	20.8%
1か所でさまざまな相談に対応できる窓口を整備する		<b>24.7%</b>	28.7%	25.9%	29.7%	15.9%	27.3%	46.4%	39.6%
夜間や休日なども相談できる窓口を整備する		12.2%	8.4%	12.5%	10.0%	17.1%	7.3%	3.6%	14.6%
相談員が自宅などに来てくれる訪問相談を行う		14.4%	14.2%	15.8%	14.4%	12.2%	24.5%	19.6%	12.5%
障害者による相談対応（ピアサポート）を充実する		8.7%	6.3%	12.4%	9.5%	7.6%	9.1%	10.7%	10.4%



## ● 考察

- ・ 障害福祉等に関するアンケート調査では、悩み事を相談する場所が分からない（47.3%）、相談しても満足な回答が得られない（26.7%）となっており、基幹相談支援センターの相談窓口の周知方法の工夫と、ニーズに応じて分野横断的に支援する体制のあり方を検討が必要です。
- ・ 一つ一つの割合は高くないものの、様々な相談窓口へ相談していることから、複雑化・複合化した生活課題を抱えていると考えられ、そのための支援体制が必要です。
- ・ 障害者全体の24.7%が、「1か所でさまざまな相談に対応できる窓口を整備する」ことを求めています。多様な相談をすることができる相談支援事業所については、45.9%の障害者が「知らない」と回答しており、相談支援事業所の周知が十分でないと考えられます。



## 主要課題

### (次期)

- ◆ 相談支援事業所を知らない障害者が多いため、相談支援事業所の役割等の周知が必要です。
- ◆ 相談支援事業の一層の充実を図るため、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の機能が十分に発揮できるよう、体制を見直す必要があります。
- ◆ 障害者の重度化・高齢化に対応する地域生活支援拠点の整備、さらに障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築による、切れ目のない相談支援体制の充実、複雑化・複合化した生活課題に対応する重層的な支援体制が求められています。
- ◆ 障害者や家族からの相談に応じ、一人一人の心身の状況や意向等を踏まえて、サービス利用等に必要な情報提供や助言、援助等の対応ができるよう、相談支援能力の向上が求められています。
- ◆ 医療的ケア児、重症心身障害児や家族からの、医療から福祉等の幅広い相談への対応が求められています。
- ◆ 地域で潜在化しているひきこもり等の人を支援につなげる仕組の検討が求められています。

### (現行)

- ◆ 相談支援事業所を知らない障害者が多いため、相談支援事業所の役割等の周知が必要です。
- ◆ 相談支援事業の一層の充実を図るため、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の機能が十分に発揮できるよう、体制を見直す必要があります。
- ◆ 障害者の重度化・高齢化に対応する地域生活支援拠点の整備、さらに障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築による、切れ目のない相談支援体制の充実が求められています。
- ◆ 障害者や家族からの相談に応じ、一人一人の心身の状況や意向等を踏まえて、サービス利用等に必要な情報提供や助言、援助等の対応ができるよう、相談支援能力の向上が求められています。
- ◆ 医療的ケア児、重症心身障害児や家族からの、医療から福祉等の幅広い相談への対応が求められています。
- ◆ 地域で潜在化しているひきこもり等の人を支援につなげる仕組の検討が求められています。



## 施策の方向性

### (次期)

- ◆ 障害者や家族からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助等を行う相談支援事業所の周知を図ります。
- ◆ 相談支援事業の一層の充実を図るため、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の機能が十分に発揮できるよう、体制を見直します。
- ◆ 障害者の重度化・高齢化に対応する地域生活支援拠点の整備や障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築など、重層的な支援体制の充実に努めます。
- ◆ 研修等を通じた、相談支援事業所相談員や手話相談員等の各種相談員の質の向上に努めます。
- ◆ 医療的ケア児、重症心身障害児や家族からの、医療、福祉から日常生活にわたる幅広い相談支援ができる体制の充実に努めます。
- ◆ 地域で潜在化しているひきこもり等の人を支援につなげるため、ひきこもり相談支援センター等が能動的な支援を行うとともに、さらなる仕組みの構築を検討します。

### (現行)

- ◆ 障害者や家族からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助等を行う相談支援事業所の周知を図ります。
- ◆ 相談支援事業の一層の充実を図るため、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の機能が十分に発揮できるよう、体制を見直します。
- ◆ 障害者の重度化・高齢化に対応する地域生活支援拠点の整備や障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築など、さらなる相談支援体制の充実に努めます。
- ◆ 研修等を通じた、相談支援事業所相談員や手話相談員等の各種相談員の質の向上に努めます。
- ◆ 医療的ケア児、重症心身障害児や家族からの、医療、福祉から日常生活にわたる幅広い相談支援ができる体制の充実に努めます。
- ◆ ひきこもりなどにより潜在化して支援が受けられていない者を、医療や福祉等の必要な支援につなげる仕組の構築を検討します。



## 主な事業・取組

- ⑩ 障害者総合支援法に基づく協議会等を通じた相談支援事業の充実（相談支援事業所の評価等）
  - ・協議会等において相談事例の集積・共有を行い、相談支援事業所など事業者間の連携強化を促進
  - ・相談支援事業所の評価を実施
- ⑩ 障害児等療育支援事業
  - ・訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、保育園等の職員の指導、施設等に対する支援を実施
- ⑩ 基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の体制の見直し
  - ・基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の機能が十分発揮できるよう、体制を見直すとともに、相談支援事業所等について一層の周知を実施
- ⑩ 地域生活支援拠点の充実
  - ・障害の重度化、本人及び親の高齢化や親亡き後を見据え、24時間対応可能なサービス拠点における相談支援を充実
- ⑩ 各区における保健・医療・福祉総合相談窓口の運営
  - ・適切なサービスにつながるよう、総合調整、専門機関への連絡、情報提供等を実施
- ⑩ 在宅訪問相談援助事業
  - ・各区社会福祉協議会に総合相談員を配置し、来所相談が心理的、身体的に難しい方を対象に、在宅訪問相談を実施するとともに、必要に応じて弁護士や司法書士等の専門相談員を派遣
- ⑩ 各種相談員（身体障害者相談員、知的障害者相談員、ろうあ者専門相談員、手話相談員、精神保健福祉士等）による相談支援
  - ・本人、家族等からの相談に応じ、必要な指導・援助を実施
- ⑩ 重症心身障害児（者）相談支援事業
  - ・重症心身障害児（者）やその保護者を支援するため、専門職員による相談支援事業を実施するとともに、重症心身障害児（者）の保護者を相談員としてピアカウンセリングを実施
- ⑩ 保健師地区担当制
  - ・区役所厚生部「地域支えあい課」において、保健師がそれぞれの担当地区を受け持つ「保健師地区担当制」とし、保健師が積極的に地区に出向き、訪問指導や健康相談を行うなどの保健活動を充実
  - ・地域住民や関係機関と連携しながら高齢者、障害者、子どもなど全ての住民が暮らしやすい地域づくりを推進
- ⑩ 相談支援包括化推進員の配置
  - ・地域の相談機関に「相談支援包括化推進員」を配置し、高齢、障害、子ども、生活困窮など複合的な生活課題を抱える世帯等に対して、多機関協働による包括的な相談支援を実施

施策の柱	3	相談支援の充実	施策項目	(2)	権利や財産を守る取組の推進
施策展開	① 障害者の権利を守る取組の充実			② 成年後見制度の利用支援	

◎ 障害者を取り巻く状況等

- ・平成30年 4月 「障害者総合支援法一部改正法」 施行
- ・令和 2年10月 「広島市障害者差別解消推進条例」 施行
- ・令和 6年 4月 「障害者差別解消法一部改正法」、「障害者総合支援法一部改正法」 施行予定

◎ 現行計画に基づく主な取組

- ・障害者週間等様々な事業や機会を通じて、障害や障害者についての啓発を実施
- ・障害者基本法に対応し、消費者としての利益擁護や選挙等における配慮等を実施
- ・「生命、身体侵害」「財産侵害、財産管理、相続」「金融、消費、雇用、契約」など障害者の人権について、電話や面談で相談に応じる「障害者110番」を運営。また、広島市障害者差別解消推進条例の施行を受け、専門的な相談に応じるため、弁護士相談の枠を増加
- ・金銭管理や書類の預かりサービス等、相談援助と生活支援を一体的に行う権利擁護事業（「かけはし」）を市社会福祉協議会が運営

事業名	単位	年度				
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害者110番運営事業	相談件数	205件	190件	195件	219件	125件
福祉サービス利用援助事業（「かけはし」）	年度末契約者数	420件	408件	388件	354件	353件
	相談援助件数	18,874件	19,767件	20,208件	16,654件	16,691件

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- ・「今後、広島市で重点的に進める必要がある障害者施策はどのようなことだと思うか」という問いに対して、障害者全体の15.5%が「障害や障害者への理解を深めるための啓発を行うなど、障害者の権利を守る取組を推進すること」と回答しています。

回答項目	回答者							
	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
障害者の権利を守る取組を推進すること	15.5%	10.7%	20.8%	24.1%	11.5%	10.0%	17.9%	29.2%

● 考察

- ・障害者の権利を守るためには、障害や障害者についての市民の理解が必要不可欠であり、引き続き、取り組んでいく必要があります。
- ・障害者差別解消法の一部改正法の施行による民間事業者の合理的配慮の義務化により、障害当事者と民間事業者の間の紛争事案が増えるなど、差別に関する相談が増加する可能性があります。改めて、専門相談窓口の一つである障害者110番を、広く周知していく必要があります。



## 主要課題

### (次期)

(現行のとおり)

### (現行)

- ◆ 障害者権利条約や障害者差別解消法の、差別を含む権利を侵害する行為を禁止し、合理的配慮の提供を確保する趣旨等を踏まえた取組を行う必要があります。
- ◆ 障害者の権利擁護の前提となる、市民、地域団体や民間事業者に対する障害や障害者についての理解の促進が重要です。
- ◆ 障害者やその家族からの人権に関する相談に応じ、助言や情報提供を行う体制の確保が不可欠です。



## 施策の方向性

### (次期)

- ◆ 市民、地域団体や民間事業者が障害や障害者についての理解を深めていくために、障害者権利条約や障害者差別解消法の趣旨等を踏まえた取組を充実します。
- ◆ 障害者やその家族等からの人権相談について、相談に応じ、助言や専門的な支援を行います。
- ◆ 障害者の人権相談窓口について、当事者やその家族、支援者への周知を図り、相談に繋がるよう連携を強化します。

### (現行)

- ◆ 市民、地域団体や民間事業者が障害や障害者についての理解を深めていくために、障害者権利条約や障害者差別解消法の趣旨等を踏まえた取組を充実します。
- ◆ 障害者やその家族等からの人権相談について、窓口を周知した上で相談に応じ、助言や専門的な支援を行います。

## 主な事業・取組

- ⑧ 障害や障害者についての啓発活動の推進
  - ・ 障害者週間推進事業等の様々な事業や機会を通じ、障害者差別解消法等についての周知や啓発を実施
- ⑨ 障害者110番運営事業
  - ・ 「生命、身体侵害」「財産侵害、財産管理、相続」「金融、消費、雇用、契約」等に関する障害者の人権について、電話や面談で相談に対応（弁護士等による相談も実施）
- ⑧ 福祉サービス利用援助事業（「かけはし」）
  - ・ 市社会福祉協議会が金銭管理や書類の預かりサービス等、相談援助と生活支援を一体的に行う権利擁護事業を実施
- ⑧ 障害者基本法に対応した取組の実施及び検討（消費者としての利益擁護、選挙等における配慮等）
  - ・ 障害者基本法を踏まえ、消費者としての利益擁護、選挙等における配慮等について、必要な取組の実施

施策の柱	3	相談支援の充実	施策項目	(2)	権利や財産を守る取組の推進
施策展開	① 障害者の権利を守る取組の充実			② 成年後見制度の利用支援	

◎ 現行計画に基づく主な取組

- 区役所等における相談、パンフレットの配布等を通じ、成年後見制度の周知啓発のほか、市長申立による支援や後見人等の報酬助成を実施
- 福祉サービス利用援助事業「かけはし」と成年後見制度が途切れなく繋がるよう、市社会福祉協議会が成年後見人等になる法人後見を実施

事業名	単位	年度				
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成年後見制度利用支援事業	市長申立件数	3件	7件	16件	13件	10件
	報酬助成件数	17件	43件	53件	54件	65件
成年後見事業（「こうけん」）	年度末累計受任者数	15名	14名	23名	21名	20名
	被後見人等に対する支援件数	1,902件	1,580件	2,410件	2,749件	2,838件

◎ 障害福祉等に関するアンケート調査結果

- 「成年後見制度を知っているか」という問いに対して、障害者全体の32.5%が「名前も内容も知らない」と回答しており、30.8%が「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」と回答しています。

回答項目	回答者							
	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
名前も内容も知っている	28.9%	34.9%	34.0%	28.5%	18.4%	44.5%	33.9%	39.6%
名前を聞いたことがあるが内容は知らない	<b>30.8%</b>	31.8%	25.7%	36.7%	28.0%	40.0%	41.1%	33.3%
名前も内容も知らない	<b>32.5%</b>	23.3%	32.0%	32.9%	43.9%	10.9%	19.6%	25.0%

- 「今後、広島市で重点的に進める必要がある障害者施策はどのようなことだと思うか」という問いに対して、障害者全体の8.1%が「成年後見制度を使いやすくすること」と回答しています。

回答項目	回答者							
	全体	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病患者	高次脳機能障害者	発達障害者
成年後見制度を使いやすくすること	<b>8.1%</b>	4.0%	15.6%	10.4%	4.9%	5.5%	14.3%	22.9%

● 考察

- 老障介護など親亡き後が問題視されている中で、今後、成年後見制度の需要が増えていくと考えられます。
- 障害福祉等に関するアンケート調査では、障害者全体の63.3%が成年後見制度について内容を知らないと回答しており、制度の認知度が低いため、引き続き、周知に努める必要があります。



主要課題

(次期)

(現行のとおり)

(現行)

- ◆ 障害者等の権利、財産を保護し、安心して生活できるよう、成年後見制度の周知に努める必要があります。
- ◆ 成年後見制度は使われている言葉や定められた手続きが分かりにくいいため、制度を利用しやすくするための取組が求められています。



## 施策の方向性

(次期)

(現行のとおり)

(現行)

- ◆ 成年後見制度について必要とする障害者が適切に利用できるよう、障害者やその家族、障害者を支援する地域団体等に対するわかりやすい周知に努めます。
- ◆ 成年後見制度を利用しやすくするための支援を検討します。

## 主な事業・取組

- ⑧ 成年後見制度利用支援事業
  - ・ 制度の普及、市長申立による支援や後見人等の報酬助成を実施。また、区役所等における相談、パンフレットの配布等を通じ制度の普及啓発を実施
- ⑨ 成年後見制度利用促進事業
  - ・ 市社会福祉協議会に設置した広島市成年後見利用促進センターにおいて、市民等への広報、制度に関する相談や助言などを行う。
  - ・ 広島市市民後見人養成研修を通じて市民後見人候補者を養成するとともに、市社会福祉協議会が実施する事業の中で実践経験を積むことで、成年後見の業務を適正に行うことのできる担い手を育成
- ⑧ 成年後見事業（「こうけん」）
  - ・ 市社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業「かけはし」と成年後見制度が途切れなくつながるよう、同協議会が成年後見人等になる法人後見を実施
- ⑨ 成年後見人等への送付先変更の一括受付
  - ・ 成年後見人等への負担軽減を図ることを目的に、本市から送付する通知書等の宛先を、成年後見人等へ変更する複数の手続について、担当窓口のいずれか一つの窓口でまとめて届出を受け付ける取組を令和5年10月から実施予定